

川崎市幸区社会福祉協議会会員要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人川崎市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）会員規程に基づき、川崎市幸区社会福祉協議会（以下「区社協」という。）に必要な事項を定める。

(会員の種類)

第2条 区社協の会員は、次のとおりとする。

- (1) 区会員
- (2) 区賛助会員
- (3) 区協賛会員

(会 費)

第3条 区会員は、毎年度会費を納めなければならない。会費額は別表1に定める。

2 会費は、年会費とする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

(1) 区会員

種 別	対象の団体・組織等	年会費
第1種会員 行政関係	区役所	10,000 円
第2種会員 社会福祉法人		
第3種会員 社会福祉を目的とした公益法人		
第4種会員 自治組織	区連合町内会、区町会連合会、 地区町内会連合会	12 円×世帯数 各地区町連 10,000 円
第5種会員 社会福祉協議会	地区社会福祉協議会	50,000 円
第6種会員 社会福祉施設	公立・民間社会福祉施設	入所施設 10,000 円 通所施設 5,000 円 団体 10,000 円
第7種会員 民生委員児童委員	区民生委員児童委員協議会 地区民生委員協議会	1,000 円×人数
第8種会員 保護司	区保護司会	1,000 円×人数
第9種会員 当事者団体	当事者団体	2,000 円
第10種会員 ボランティア団体	ボランティア団体	2,000 円
第11種会員 福祉関係団体・機関	福祉関係団体・機関	5,000 円
第12種会員 学識経験者	学識経験者	2,000 円

(2) 区賛助会員

区社協の趣旨・活動に賛同し、 区社協に対し資金的な支援を行う個人	一般会員	1 口 1,000 円
	移送サービス会員	1 口 3,000 円

(3) 区協賛会員

区社協の趣旨・活動に賛同し、区社協に対し資金的な支援を行う法人・団体	1 口 5,000 円
------------------------------------	-------------